

6. 詳細点検

定期点検や臨時点検において、その変状の状況をより詳細に把握する必要があると判断される場合や変状の原因把握が困難な場合に「詳細点検」を実施する。「詳細点検」は、機能低下や性能の劣化の状況を定量的に把握するために実施するものであり、必要に応じて詳細な計測を行うこととする。

「詳細点検」の対象施設の判別抽出に当たっては、その施設の重要度、保全対象との位置関係なども考慮して総合的に判断するものとする。

詳細点検を行う事例としては、以下のようなものが挙げられる。

アンカーの飛び出しや周辺斜面の変動が認められる場合は、詳細点検として、荷重計による残存引張り力の計測等の調査を行うことが望ましい。

地下水排除工の集水管及び排水管の不可視部分の変状が疑われる場合は、必要に応じて詳細点検を実施することが望ましく、詳細点検の方法としては、検尺棒による連続性の確認やカメラによる損傷状態の確認などがある。

7. 臨時点検

臨時点検は、以下の施設を対象とし、土木事務所技術職員が実施することを基本とするが、対象が短期間で多数となる場合は、土木事務所で委託を含めた対応を協議決定できるものとする。

【地震時】基準となる震度（震度 5 強）が発生した地域内の砂防関係施設。

最大震度 5 弱以上が発生した地域内の砂防関係施設（対象が多い場合は豪雨時と同様）、最大震度 5 強以上の地震発生に伴い震度 4 が記録された地域内の健全度 C 評価の施設で、点検が必要と判断される場合。

【豪雨時】“土砂災害警戒情報”が発表された地域内の砂防関係施設。

【その他】通報等により変状が報告された砂防関係施設。

また、点検方法は、定期点検に準拠するが、緊急的に多数の箇所を点検する必要がある場合には、変状発生の確認のみとすることができる。また、安全性を確保した上で事象の発生直後、速やかに実施するものとし、効率性・安全性を向上させるため近接点検と遠望点検を組合せ実施することを基本とする。

臨時点検は、豪雨や地震等が発生した後に、緊急的な対応を必要とする変状が発生していないかを確認するための点検作業である。点検方法は、原則として定期点検に準ずるものとし、定期点検方法に基づく点検を実施した場合には、定期点検に替えることができるものとする。

臨時点検の際は連絡体制を構築するなど作業の安全性を確保する。

(1) 対象施設

臨時点検の対象は、発生した事象により、それぞれ以下のとおりとする。

1) 地震時

- 基準となる震度が発生した地域内の砂防関係施設とする。
- 特に以下の施設については、優先的に点検を実施する。
 - (i) 健全度 C 評価、空石積構造等脆弱な構造を有する施設
 - (ii) 災害時要配慮者施設や防災拠点等、重要な保全対象を保全するもの
 - (iii) 最下流の基幹堰堤や堰堤の高さが 15m 以上のもの

2) 豪雨時

- 土砂災害警戒情報が発表された市町において、スネーク曲線が、実況で C L を超過した地域内の砂防関係施設を対象とする。（図 4.2.3. 参照）
- 対象が多い場合には、優先度の高い施設から点検することも考えられる。
- 優先度の高い施設とは、重要度が高い施設、健全度が低い施設等が挙げられるが、対象事象の発生状況を考慮して、各土木事務所の砂防担当職員が、適宜選定するものとする。

3) 平時

- 上記事象に拠らず、変状に対する通報・報告があった施設について、臨時点検の必要性について検討する。
- 砂防担当職員が、変状の確認を行った上で、臨時点検の対象としかどうか、砂防担当責任者 (GL) と協議の上、決定する。

(2) 点検実施者

臨時点検の実施者は、定期点検に準ずる。

(3) 点検方法

点検方法は、以下の通りとする。

- 点検方法は、基本的に定期点検に準拠する。
- 緊急的に多数の箇所を点検する必要がある場合は、変状発生状況と緊急性の確認のみとする。